

広島県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

平成二十八年三月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

## 別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	住宅型有料老人ホーム メリィハウス八千代	安芸高田市八千代町勝田 459番地	平成28年3月16日
老人ホーム	地域密着型特別養護老 人ホーム 新山荘	福山市駅家町大字新山 3578番地2	平成28年3月23日